

令和6年度

第1回 愛別町総合教育会議

日 時 令和7年2月26日 15:00～
場 所 愛別町総合センター 長寿の間

出席者	愛別町	町 長	矢 部 福二郎
	愛別町教育委員会	教 育 長	馬 場 信 明
		教育委員	三 嶋 健 嗣
		教育委員	菊 地 美智子
		教育委員	多羽田 裕 一
		教育委員	成 田 真 市
		副町長	金 子 公 保
	事務局	総務企画課長	武 田 典 明
		総務企画課長補佐	上 北 泰 志
		総務企画課総務係長	大 村 さやか
		教育次長	森 川 儀 彦
		主幹	高 橋 留 美
		総務・学校教育係長	太 田 温 子
		社会教育係長	井 上 雄 太
		教育推進アドバイザー	蟹 谷 正 宏

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 議事録署名委員の指名について

4. 協議事項

・愛別町教育大綱について

・その他

5. 閉 会

愛別町教育大綱

令和7年2月

愛 別 町

1 大綱の趣旨

平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を策定することとされました。この改正を受け本町では、平成27年3月及び令和4年12月に愛別町振興計画を基本に総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針として愛別町教育大綱を策定いたしました。その実施期間が令和7年3月で満了となることから、愛別町総合教育会議での協議を経て次期愛別町教育大綱を策定いたします。

2 大綱の位置付け

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で町長と教育委員会が協議を行った上で町長が定めるものとします。

3 関係計画との整理

第11次愛別町振興計画（令和2年度～令和11年度）の後期基本計画（令和7年～令和11年度）に掲げる教育施策を基本とします。

4 大綱の期間

実施期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。なお、本町の振興計画や国、道及び社会情勢の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

5 基本理念

第11次振興計画の将来像「子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ」に向けて、恵まれた自然、伝統文化、豊かな人情など、愛別町の教育資源を生かしながら、「人と文化が輝く愛別」を目指すとともに、町民誰もが、「愛別で育ってよかった。愛別で子どもを育ててよかった。」と実感できる教育を推進します。

6 基本方針と主要施策

(1) 学校教育

① 義務教育学校の整備

ア 未来を見据えた新しい学校づくりに向け、義務教育学校基本計画に基づき、また見直しを行いながら、基本設計・実施設計、建設工事等を計画的に行い、義務教育学校の整備を図ります。

② 既存学校施設の整備充実

- ア 既存の学校施設について、学校施設長寿命化計画の見直しを行い、これに基づく整備等を推進します。
- イ デジタル機器の整備・更新をはじめ、教育内容の充実に即した教材・教具の充実を図ります。
- ウ 義務教育学校の整備に伴う中学校の跡地について、有効な利活用方策を検討し、推進します。

③ 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ア 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、認定こども園における教育内容の充実、認定こども園と小学校の連携強化に努めます。
- イ 確かな学力の育成に向け、デジタル機器の積極的な活用、加配教員等の効果的な活用、AETを活用した英語教育の充実、キャリア教育の推進、認定こども園・小・中・高の連携強化に努めます。
- ウ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育、ふるさと教育の充実、読書活動の促進を図ります。
- エ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実を図ります。部活動については、広域的な対応による地域移行を円滑に進めます。

④ スクールランチの充実

- ア 児童・生徒の心身の健全な発達や学校における食育の推進、保護者の負担軽減等に向け、スクールランチ事業の継続・充実を図ります。

⑤ 高等養護学校への支援

- ア 高等養護学校のある町として、学校運営や学習活動等への支援を行います。

(2) 社会教育

① 生涯の各期における学習活動の促進

- ア 子どもたちが大人や地域とふれあい、豊かな人間性を育むことができるよう、世代間・地域間交流の実施を図るとともに、これからの子ども会のあり方について検討していきます。
- イ 多様な学びの下で、豊かな人間性を育むため、読書推進計画に基づき、本にふれる機会の充実を図るほか、生きがいを高める学習機会の提供と世代間交流学習の推進、知識と経験を地域社会の中で生かす活動の充実など、生涯各期における学習活動を支援します。

② 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育を推進するため、公民館分館などの社会教育施設の改修等を適宜行い、有効活用を図ります。

③ 地域の教育力の向上

- ア 地域での活動との連携を進め、地域の人材や自然を生かした学習機会の充実を図ります。
- イ 子ども会等の関係団体間の連携の促進や青少年育成協議会への支援を行い、地域の教育力の向上と効率化を図ります。

ウ 学校・家庭・公民館各分館の連携強化や地域学校協働本部の体制整備と活動の促進、学校運営協議会と連携した学校支援の促進など、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

④ 家庭教育への支援

ア 認定こども園と連携した講座・教室の充実や子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実、関係機関・団体と連携した子育て支援の充実を図り、家庭における子育て支援機能の強化を進めます。

イ 家庭教育に関する学習機会を提供し、子育て家庭の教育力の向上を図ります。

(3) 文化芸術

① 文化芸術にふれる機会の提供と発表の場の充実

ア 町民文化祭や音楽行進の開催支援、芸術鑑賞事業の実施・充実などにより、文化活動やその成果を発表する機会の提供を図ります。

イ 町民の自主的な文化芸術活動の活発化を促進するため、文化連盟・文化団体への支援を行います。

ウ 研修会や交流会への参加促進等により、文化芸術活動の指導者の育成を図ります。

② 文化財の伝承・保護活動への支援

ア 郷土芸能を次世代へ伝承していくため、岐阜獅子神楽保存会の活動を支援するとともに、町内外への情報発信を行います。

イ 郷土資料の整理・保管体制の再構築について検討・推進し、適切な保護に努めます。

ウ 関係機関と連携し、「北海道石」の文化財指定に関する研究を進めます。

(4) スポーツ

① スポーツ活動の機会の提供と参加促進

ア スポーツ協会と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ大会の充実を図り、町民の参加促進に努めます。

イ 各種スポーツ団体の定期活動や大会参加を促し、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進するため、スポーツ協会への支援を行います。

ウ 多様なスポーツ活動の普及に向け、スポーツ推進委員の育成を図ります。

② 安全で快適に使用できるスポーツ施設の提供

ア 各種スポーツ施設について、個別施設計画に基づき、安全性の確保と利用促進に向けた施設・設備の改修や維持管理等を進めます。

愛別町の教育振興の体系図

愛別町町民憲章

- 一章 元気ではたらき 豊かなまちにしましょう
- 二章 親切をつくし あたたかいまちにしましょう
- 三章 きまりをよくまもり 明るいまちにしましょう
- 四章 未来をつくる子どもの しあわせなまちにしましょう
- 五章 文化を育て 楽しいまちにしましょう

(昭和39年11月20日設定)

愛別町教育目標

- 心の豊かさを求め、自己の充実と生活の向上を図り、伸びゆくまちづくりをめざして
- 1. 学習に励み 知識や技能を養い、正しく判断して実践する町民の育成につとめる
 - 2. 自然や文化を愛し、活力のある美しい郷土を築く町民の育成につとめる
 - 3. 運動やスポーツに親しみ、たくましい心と体をもつ町民の育成につとめる
 - 4. 正しい勤労観を養い 強い意志力をもって、産業の発展につとめる町民の育成につとめる
 - 5. 社会の一員としての自覚をもち、公民として信頼と尊敬を得る町民の育成につとめる

(昭和58年2月14日教育委員会設定)

第11次愛別町振興計画

将来像

『子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ』

愛別町教育の振興に関する施策の大綱

教育施策分野のテーマ

『人と文化が輝く愛別』

家庭教育目標

- 1. 親は子の手本となり、正しく判断して行動できる子に育てましょう
- 2. 家族がいつもあたたかくふれあい、思いやりと感謝の心をもつ子に育てましょう
- 3. 家族みんなで明るい家庭をつくり、心も体も健康な子に育てましょう
- 4. 親は子のよさを認め、やる気を持ってねばり強くがんばる子に育てましょう
- 5. 近隣が心をあわせ、きまりをまもって社会に役立つ子に育てましょう

(昭和58年2月14日教育委員会設定)

学校教育推進目標

- 1. 地域に根ざし、父母の願いに応える学校教育に推進
- 2. 一人一人を尊重する学校教育の推進
- 3. 教育効果を高める施設整備の充実
- 4. 自主的創造的な研究の奨励と研修の充実
- 5. 教育関係者相互の連携と協力体制の確立

(昭和58年2月14日教育委員会設定)

社会教育推進目標

- 1. 生涯を通じて課題を追求する社会教育の推進
- 2. 社会教育施設の活用と整備・充実
- 3. 社会教育団体の育成と活動の充実
- 4. 社会教育指導者の確保と育成
- 5. 自然・文化・体育環境の整備・充実

(昭和58年2月14日教育委員会設定)